

年金法令・制度運営（問題）

問題 1 . 次の空欄に入る語句あるいは数値を答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(4 0 点)

(1) 次は平成 16 年年金制度改正に伴う厚生年金基金にかかる一部改正に関する記述である。

厚生年金本体の保険料が凍結されたことに伴い、平成 11 年 10 月より免除保険料率についても凍結されてきたが、今回の平成 16 年法改正で免除保険料率の凍結が解除された。まず、代行保険料率の算定方法が改正され、算定の基礎となる予定利率は() %、予定死亡率は厚生年金本体の平成 16 年財政再計算に用いられた死亡率に変更となった。また、免除保険料率で賄う対象給付(代行範囲)が「平成 17 年 4 月以降の加入期間に係る() 歳以上で給付乗率() /1000(総報酬制後)に相当する給付部分」に変更された。この給付対象(代行範囲)の変更に伴って、平成 17 年 4 月 1 日以降の加入期間に係る() 歳未満に係る給付については、今後は() の対象となる。

この代行保険料率の算定方法の改正に伴い、平成 17 年 4 月 1 日以降からの免除保険料率の上下限については、下限が() %、上限が() %とされた。

次に、予定利率および死亡率の変更に伴い給付債務が増大することに伴い、将来加入員期間に係る給付増大については免除保険料率の見直しで手当てする一方で、過去加入員期間については一定の範囲で政府(厚生年金本体)から負担金を交付することとなった。この政府負担については() が過去期間代行給付現価の 1/() を下回った場合、当該下回った額の 1/5 が政府から交付される。ただし、() が過去期間代行給付現価の 1/() を下回った場合には、() が過去期間代行給付現価の 1/() を下回った額を全額一括して交付される。

一方、事業年度末において、() が過去期間代行給付現価の() 倍を上回った場合には、() を算定し直すものとし、その算定においては、代行給付費の予想額からこの上回った額を差し引いて算定することとなる。この場合に限り、免除保険料率の下限は() %となる。

(2) 次は厚生年金基金の設立認可基準取扱要領に関する記述である。

ポイント制により給付が定められている退職金制度等と加算部分の給付設計を調整する場合には、当該ポイント制が次の要件を満たしている必要がある。

- ア.()の規定が明確に定められていること
- イ. 同一の()を有する加入員について、最大ポイントの最小ポイントに対する割合が()倍以内であること
- ウ.()なポイントは存在せず、数理計算が可能であること

(3) 平成 16 年の厚生年金保険法改正により厚生年金保険料の凍結が解除された。具体的には、凍結中の保険料率 13.58%に対して平成 16 年 10 月から毎年()%ずつ引き上げ、最終的な保険料率は()%となる。

(4) 次は適格退職年金制度に関する記述である。

特定年齢の定め方は、次に掲げるもののうちいずれかによるものとする。

- イ. 過去()年間の新規加入者の平均年齢
- ロ. 過去()年間の年齢別新規加入者数の最も多い年齢(モード)
- ハ. 年金制度に加入することのできる最低の年齢
- ニ. 通常掛金等が最小となる年齢
- ホ. その他合理的であると認められる年齢

特定年齢の定め方及び特定年齢は、次に掲げる場合には変更することができる。

- イ. 財政再計算時(()を使用する契約で予定昇給率を使用しない契約にあっては、当該契約締結のときから 5 年以内の一定期間ごとの対応日から 6 カ月以内)
- ロ.()又は()を変更したとき
- ハ. 合併等により特定年齢の実質的な変動が大幅であるとき
- ニ. 新たに事業主の実績に基づく()又は()を使用したとき
- ホ. その他特定年齢を変更することについて合理的な理由があるとき

通常掛金等の積立方式は、次に掲げるもののうちいずれかによるものとする。

- イ.()

- ロ．加入年齢方式
- ハ．個人平準方式
- ニ．()
- ホ．その他合理的な積立方式

(5) 次は確定給付企業年金制度に関する記述である。

年金給付の支給期間および支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、()又は()年以上にわたり、毎年()回以上()的に支給するものでなければならない。年金の支給期間に保証期間を定める場合にあつては()年を超えない範囲内で定めること。

(6) 次は確定拠出年金制度に関する記述である。

確定拠出年金には、()型年金と()型年金の2つの型が設けられている。()型年金とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独または共同して、確定拠出年金法に基づいて実施する年金制度である。()型年金とは、()が、確定拠出年金法に基づいて実施する年金制度である。

なお、()型年金の掛金の拠出限度額は、平成16年10月に改正された。他の企業年金がない場合、従来月額36,000円が()円に、他の企業年金がある場合、従来月額18,000円が()円に変更された。

(7) 次は日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に関する記述である。

退職給付債務の計算は、原則として個々の従業員ごとに次の手順で行う。

現時点から()(一般的には定年年齢)時点までの各年度ごとに、様々な退職事由で退職すると仮定した場合の退職給付額を算定する。

各年度ごとに算定される退職事由別の退職給付額に、退職事由別の()を乗じて、退職事由別の退職給付見込額を算定する。

各年度ごとに算定される退職事由別の退職給付見込額に、期末までに()していると認められる額の割合を乗じて、退職給付見込額のうち期末までの()額を算定する。

退職給付見込額のうち期末までの()額に対して、各年度の退職時点から現時点までの期間の割引計算を行い、()を算定する。
各年度別、退職事由別に算定した()をすべて合計する。

(8) 次は日本年金数理人会「倫理規範」の専門業務に関する条文である。

会員は、()として業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の能力の向上に努めなければならない。

問題2 . 下表は企業年金の財政運営において適用される利率を整理したものである。空欄(1)～(5)を埋めよ。なお、解答は指定の解答用紙に記入のこと。(10点)

	利率の決定にあたり指標とされる 利回り	平成16年 度の適用 利率
適格退職年金における下限予定 利率	直近1年間に発行された10年国 債の応募利回りの平均	(1)
厚生年金基金における下限予定 利率	(2)	(3)
確定給付企業年金における最低 積立基準額算出用予定利率	(4)	(5)

問題3 . 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている以下の事項について簡記せよ。

なお、解答は指定の解答用紙1枚以内に記入のこと。(10点)

- (1) 基礎率変更の重要性基準(実務基準2.11)
- (2) 過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理年数(実務基準4.5)

問題4 . ある確定給付企業年金制度の財政再計算結果は以下のとおりであった。当該財政再計算と同じ計算基準日で、制度変更を織り込んだ財政再計算を行う。

この確定給付企業年金制度は最終給与比例制であり、制度変更内容としては支給乗率の改定により給付水準を一律 20%増額することを検討している。

制度変更を織り込んだ場合の標準掛金率、特別掛金率を算出せよ。ただし、制度変更は加入者のみを対象とするものとし、未償却過去勤務債務残高の償却方法および償却年数の変更は行わないものとする。また、制度変更は計算基準日の翌日に遡及して適用するものとし、掛金の適用遅れは考慮する必要はない。

解答は指定の解答用紙 1 枚以内に算出過程を含めて記述すること。(10 点)

< 制度変更反映前の財政再計算結果 >

数理債務：9,000,000

給付現価：12,000,000 (うち加入者分 8,000,000、受給権者分 4,000,000)

給与現価：100,000,000

数理上資産額：7,000,000

財政方式：加入年齢方式 (将来加入者年齢 24 歳)

特別掛金率：20‰ (償却年数 20 年 0 ヶ月)

問題5 . 次の各問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙 3 枚以内に記入のこと。

(30 点)

(1) 退職一時金制度の全部または一部を企業年金制度に移行する場合のメリット・デメリットについて、確定給付企業年金および確定拠出年金それぞれについて労務面、税務面、財務会計面の観点から簡記せよ。

(2) 上記(1)を踏まえて今後の企業年金制度のあり方について所見を述べよ。

年金法令・制度運営（解答例）

問題1

(1)		3.2		65
		5.481		政府負担金
		24		50
		最低責任準備金		2
		4		1.5
		代行保険料率		0

(2)		昇格		加算適用加入員期間
		15		恣意的

(3)		0.354		18.3
-----	--	-------	--	------

(4)		3		経験予定脱退率	(注) と は順不同
		加入資格		受給資格	
		予定脱退率		到達年齢方式	(注) と は順不同
		一時払積増方式			

(5)		終身		5
		1		定期
		20		

(6)		企業		個人
		国民年金基金連合会		46,000
		23,000		

(7)		最終年齢		退職確率
		発生		現在価値

(8)		専門的職能人		
-----	--	--------	--	--

問題 2

- (1) 0.9%
- (2) 直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募利回りの平均または直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募利回りの平均のいずれか低い率
- (3) 0.9%
- (4) 直近 5 年間に発行された 30 年国債の応募利回りの平均
- (5) 2.29%
ただし、0.8以上1.2以下の率を乗じて得た率とすることができる

問題 3

- (1) 経済変数的な基礎率については、インフレ水準等の経済環境の変化に応じて、基本的には見直していくことが必要であるが、その変化が軽微であると考えられる場合には、重要性基準にしたがって見直しを行わないことができる。特に、割引率については、前期末に用いた割引率による退職給付債務と比較して、期末に算定した割引率によるものが10%以上変動することはないと推定される場合には、その見直しを行わないことができることになっている。
人口統計的な基礎率については、人員集団に大幅な変動がない限り、毎年度の変動は軽微であると考えられることから、企業年金制度における財政再計算と同様に、一定期間ごとに見直しを行う方法を採用していくことが妥当であると考えられる。
- (2) 費用処理年数は、各企業ごとに平均残存勤務期間以内の一定年数として選択されるものであり、基本的には継続性の原則を適用して每期同一のものとする必要がある。したがって、償却年数を変更することは、原則として一定期間ごとに行われる人員統計的な基礎率の変更時期を除き、継続性の変更にあたるものと考えられる(これは会計基準変更時差異の費用処理年数についても適用される)。
なお、退職従業員に係る過去勤務債務については、定められている年数に関わらず、発生時にその全額を費用処理することが望ましいものとする。
また、過去勤務債務の発生額やその残高が少額(例えば、当年度の勤務費用の額以下)である場合にも、一般的な重要性の原則の適用により、一括で費用処理することができるものとする。

問題 4

$$\begin{aligned} \text{制度変更前標準掛金収入現価} &= \text{給付現価} - \text{数理債務} = 12,000,000 - 9,000,000 \\ &= 3,000,000 \end{aligned}$$

$$\text{制度変更前標準掛金率} = 3,000,000 / 100,000,000 = 30\text{‰}$$

$$\text{制度変更後標準掛金率} = 30\text{‰} \times 1.2 = 36\text{‰}$$

$$\text{制度変更後給付現価} = 8,000,000 \times 1.2 + 4,000,000 = 13,600,000$$

$$\text{制度変更後数理債務} = 13,600,000 - 100,000,000 \times 36\text{‰} = 10,000,000$$

$$\text{制度変更後未償却過去勤務債務残高} = 10,000,000 - 7,000,000 = 3,000,000$$

$$\text{制度変更前未償却過去勤務債務残高} = 9,000,000 - 7,000,000 = 2,000,000$$

$$\text{制度変更後特別掛金率} = 20\text{‰} \times 3,000,000 / 2,000,000 = 30\text{‰}$$

問題 5

- (1) 確定給付企業年金および確定拠出年金について、労務面、税務面、財務会計面のそれぞれから以下のような記述をしていること。

【確定給付型企業年金】

労務面：

企業側から見た場合、従業員の定着効果があるとされており、優秀な人材の転職を抑制できる可能性がある。一方、従業員側から見た場合には制度設計次第で、それぞれの生活スタイルに合わせた給付形態を選択することもでき、また、給付額が確定していることから老後の所得保障という観点からも充実したものとなる。

税制面：

掛金は損金算入され、積立金には特別法人税が課せられるが、現在は課税が凍結されており実質的には非課税となっているため節税効果がある。ただし、税効果会計の導入を考慮すると効果は限定的といえる。

財務会計面：

退職給付会計において退職給付債務の算定対象となる。しかし、企業年金に移行した場合には年金資産からの運用収益により、退職給付費用の抑制効果がある。退職給付信託として、個別銘柄の株式による年金資産に比べ、市場の国内債券中心の運用にすることにより、会計上のリスク抑制効果もある。確定拠出年金と比べた場合には、年金資産運用リスクが存在するため、資産運用における損失からの掛金の追加負担が発生する可能性がある。

【確定拠出年金】

労務面：

従業員にとっては個人の持分が確定しポータビリティが確保されている一方、年金資産の運用リスクを負うことになる。企業側からは、資産運用における損失からの掛金の追加負担がなく、労務費(キャッシュフロー)が安定する。また、優秀な人材が流出するリスクもあるとされている。

税制面：

掛金は損金算入され、積立金には特別法人税が課せられるが、現在は課税が凍結されており実質的には非課税となっているため節税効果がある。ただし、税効果会計の導入を考慮すると効果は限定的といえる。

財務会計面：

退職給付会計において退職給付債務の算定対象外となるため、会計上のリスクから開放される。キャッシュフローも安定化する。

- (2) (1)の解答を受けて現状の問題認識を明確にし、論理的に所見が述べられていること。